

平成25年度 第3回

地域包括支援分科会

資料 2

議事（2）

地域主権改革に伴う条例の制定について

地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するための基準等に関する条例制定について

1 一部改正する条例

(1) 題名

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(2) 内容

- 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
地域包括支援センターの人員等の基準について、厚生労働省令で定める基準によることとする。

(3) 施行年月日

平成26年7月1日（公布後、事業者へ一定の周知期間を設けるため）

2 条例制定の背景

- 国による地域主権改革により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第1次一括法及び第2次一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、関係法律の整備が行われた。
- 平成25年度の国会において、地域包括支援センターの職員に係る基準等を条例委任する内容を含めた、第3次地方分権一括法案が提出・成立となり、平成25年6月14日に公布された（平成26年4月1日施行。ただし、1年間の経過措置あり）。
- 今回、この第3次地方分権一括法の成立に基づき、厚生労働省令で全国一律に定められている「地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準」について、本市条例で定めることとなった。

3 厚生労働省令で示された基準の分類

条例で定める基準については、国の基準と異なる内容を定めることの「許容の程度」が下記に示すとおり、「従うべき基準」「参酌すべき基準」の2類型に分類されている。この分類に従い、それぞれの基準を条例で定めることとなる。

区分	従うべき基準 (地域包括支援センターの職員に係る基準及び員数)	参酌すべき基準 (地域包括支援センター基本方針等)
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準	法令を十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 条例制定の対象となる厚生労働省令

第3次一括法の施行に伴い、本市において条例を定めるのは、次の厚生労働省令により定められた基準である。

- 根拠法：介護保険法
- 厚生労働省令：地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準

5 基準条例制定の考え方

○基本的な考え方

地域包括支援センターは、厚生労働省令で定められている基準により、適切な運営を行っていることを踏まえ、国の基準に準じることとする。基準内容は以下のとおり。

<従うべき基準>

(1) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

- イ 保健師その他これに準ずる者 一人
- ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 一人
- ハ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 一人

(2) (1)の規定にかかわらず、次のイからハまでのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

- イ 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合
- ロ 市町村の合併の特例等に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、前号の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
- ハ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤の前号イに掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の前号ロ又はハに掲げる者のいずれか一人

<参酌すべき基準>

- イ 地域包括支援センターは、前号(1)に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。
- ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

なお、本市の地域包括支援センターにおける職員数は別紙参考のとおり

本市の地域包括支援センター及び統括支援センターにおける 介護保険法等にある基準に該当する職員数について

本市地域包括支援センター及び統括支援センターの職員175人のうち、介護保険法等にある基準に該当する職員は以下のとおり。

1 条例基準に該当する職員数及び職員1人あたりの第1号被保険者数

	保健師 その他これに準ずる者	社会福祉士 その他これに準ずる者	主任介護支援専門員 その他これに準ずる者
職員数	43人	43人	43人
職員1人あたりの 第1号被保険者	5,984人	5,984人	5,984人

※職員数は平成26年3月1日現在

第1号被保険者は平成25年3月末現在

2 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準

	保健師 その他これに準ずる者	社会福祉士 その他これに準ずる者	主任介護支援専門員 その他これに準ずる者
第1号被保険者数 3,000人以上 6,000人未満	1	1	1

3 本市における第1号被保険者数の見込

	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者数	257,315人	262,132人

※平成25年度は平成25年3月末現在

平成26年度は推定（第三次北九州市高齢者支援計画より）

4 職員増員に関する本市の考え方

本市ではこれまでも、介護保険法の基準や業務の実態に則して、その職務に従事する常勤の職員を配置してきた。

今後も第1号被保険者数の増加や適切な業務の遂行を踏まえ、適正に人員を配置していく。